## 〔総合口座〕

1. 商品名	・総合口座
2. 販売対象	
2. 販元刈家	- 個人(一人1口座)
3. 取引内容	・普通預金 (無利息型普通預金を含みます)の取引 ・定期預金 (スーパー定期預金、大口定期預金、期日指定定期預金、変動金利定期 預金、定額複利預金)の取引 ・定期預金を担保とする当座貸越の取引 (満20才以上の方のみ)
4. 期間	
5. 預入	
6. 払戻方法	
7. 利息	
8. 税金	・各預金の商品概要説明書をご参照ください。
9. 手数料	
10. 付加できる 特約事項	
11. 中途解約時の 取扱い	
12. 当座貸越	・普通預金の残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった 場合、定期預金を担保に不足額を自動的に貸出(当座貸越)します。 ・総合口座普通預金に入金があると、自動的に返済となります。
13. 貸越極度額	・担保定期預金の合計額の90%または300万円のうちいずれか少ない金額
14. 貸越利息 (1)貸越利率	・担保定期預金の約定利率(期日指定定期預金の場合は2年以上の約定利率、定額複利 預金の場合は最長期間の約定利率)に年0.5%を加えた利率 ・適用金利の異なる複数の定期預金がある場合、利率が低い定期預金から順に担保とし
(2)利払方法	ます。 ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に普通預金から引落しまたは貸越元金に組み入 れます。
(3)計算方法	・担保定期預金の残高が0となった場合は、その時点でお支払いいただきます。 ・付利単位を100円とし、1年を365日とした日割計算
15. 金利情報の 入手方法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
16. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部 (9時~17時、電話:0120-001-772) にお申し出ください。 ・紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の 概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・なお、所定の各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
17. その他参考事項	・総合口座に貯蓄預金をセットすることもできます。 ・総合口座にて取り扱う各種預金は、預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に 複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息 が保護されます)。